

山梨食肉地方卸売市場業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 株式会社山梨食肉流通センター（以下「センター」という。）が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。

2 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買参人、その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(市場の名称、位置および面積)

第2条 市場の名称、位置および面積は、次のとおりとする。

名 称	山梨県食肉地方卸売市場
位 置	山梨県笛吹市石和町唐柏 1,028 番地
面 積	14,554.04 m ² (内市場設備面積 192 m ²)

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次のとおりとする。

牛、豚、とくの枝肉

2 枝肉に準ずるもの（輸入肉および部分肉）

3 市場に上場する食肉の種別は、取締役会において、指定することができる。

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日、毎月の土曜日、および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。

(1) 1月2, 3日および12月30, 31日

(2) 盆休（8月16日）

(3) センター設立記念日

2 市場は、前項の規程にかかわらず、特に必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができるものとし、この場合は5日前までに公示しなければならない。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することがある。

午後1時10分から3時30分まで

2 開場（取引の開始）の時刻は、口達をもって通知する。

(市場関係者への通知)

第6条 開設者は、開場の期日、時間を変更しようとするときは、関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 市場において卸売業務を行う者（以下「卸売業者」という。）は、センターとする。

(せり人)

第8条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、せり人として卸売業者の代表者が選考した者でなければならない。

- 2 卸売業者の代表者は、せり人名簿を作成し、せり人を明確にしておかなければならない。
- 3 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

第2節 買参人

(買参人の承認)

第9条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

- 2 第1項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名、名称、商号、住所および略歴
 - (2) 法人の場合にあっては、資本または出資額および役員の氏名
 - (3) 卸売を受けようとする食肉の買受見込高
 - (4) その他必要な事項

(承認をしない者)

第10条 開設者は、次の各号の1に該当する者については、前項の承認をしないものとする。

- (1) 卸売の相手方として必要な知識および資力、信用を有しない者。
- (2) 破産者で復権を得てない者。
- (3) この規程に違反して処分され2年を経過しない者。
- (4) 食肉販売業の営業許可証を有しない者。
- (5) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(名称変更の届出)

第 11 条 第 9 条第 1 項の承認を受けた者（以下「買参人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、または住所を変更したとき。
- (2) 買参人が死亡または解散したときは、当該買参人の相続人または清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買参人の承認の取消等)

第 12 条 開設者は、買参人が第 10 条の規定に該当することになった場合は、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、買参人が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。
- (3) 保管の費用もしくは損失金の支払を怠ったとき。
- (4) 正当な理由がなく引き続き 3 ヶ月以上休業したとき。

(買受代理人)

第 13 条 買参人は、本人または代理人とする。ただし、代理人については別に定める。

(保証金の納付)

第 14 条 買参人は、承認の通知を受けた日から 10 日以内に、別に定める様式により契約書を添えて保証金を卸売業者に納付しなければならない。

- 2 保証金の額は、買受代金によって生じる債務の総額を上回る額とする。
- 3 買参人が卸売業者と売買基本契約を締結した場合は、当該契約に定める保証金の納付に関する条項を採用することができるものとする。

(保証金の充当)

第 15 条 買参人が、買受代金の支払を怠った場合は、その者の保証金をもってその支払にあてる。

(保証金の返還)

第 16 条 保証金は受取人が資格を失った日から 30 日を経過した後でなければこれを返却しない。

第3節 附属営業者

(附属営業者の設置)

第17条 開設者は、附属営業者として飲食業者1つを認めることができる。

(許可申請)

第18条 附属営業者の許可を得ようとするときは、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

(附属営業者の規制等)

第19条 開設者は、附属営業者の適正な運営を確保するため、とくに必要があると認めるときは、附属営業者に対してその業務に関し必要な指示をすることができる。

2 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第3章 売買取引および決済方法

第1節 売買取引

(売買取引の方法)

第20条 市場において行う卸売については、せり売または相対取引によらなければならない。ただし、入荷量、取引慣行等に照らし、せり売または相対取引以外の方法によることが適当と認められる場合で、卸売業者が卸売場に定価売り等による旨の表示をしたときは、相対売りまたは定価売り等の方法によることができる。

2 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(販売方法の変更)

第21条 卸売業者は、前条により販売方法を定めまたは変更しようとする場合は、次に掲げる事項をあらかじめ関係者に周知しなければならない。

- (1) 当該品目および販売方法
- (2) 販売方法を定めまたは変更する理由

(売買取引の単位)

第22条 売買取引の単位は、キログラム単位による重量とする。

2 大動物(牛)は半丸以上をもって取引を行う。

3 小動物(豚)は、一頭を基準とする。

ただし、都合により二頭以上をもって取引を行うことができる。

(秘密取引の禁止および売買呼値の符号)

第 23 条 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行ってはならない。

- 2 卸売の売買呼値は金額による。ただし、取引の慣行があるときは、その符号を用いることができる。

(指値のある受託物品)

第 24 条 卸売業者は、受託物品に指値のある場合は、販売前にその旨を指示しなければならない。

(せり売の方法)

第 25 条 卸売のためのせり売は、電光せり機により、その販売物品の品名、等級、重量その他必要な事項を表示した後開始する。

- 2 せり落としは、買参人番号を表示する押しボタンによりせり上げ、最高申込価格（消費税を除く。以下同じ。）をつけた者をせり落とし人として決定する。ただし、最高価格がさし値に達しないときは、この限りでない。
- 3 電光掲示板に決定指示が点灯しない場合は、再せりにより決定することができる。
- 4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、そのせり落とし人の買参人番号を呼び上げ確認しなければならない。
- 5 電光せり機が、故障その他の事由により使用不能となった場合、せり人は、前各項に準じて口頭によるせりを行うことができるものとする。

(異議申立)

第 26 条 せり売りに参加した者が、そのせり落としについて、異議があるときは、直ちにこれを申し立てることができる。

(差別的取り扱いの禁止)

第 27 条 卸売業者は、卸売の業務に関し出荷者または買参人に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

(枝肉または部分肉の格付)

第 28 条 卸売業者は、原則として社団法人日本食肉格付協会枝肉取引規格により格付された食肉を卸売するものとする。

(自己の計算による卸売の禁止)

第 29 条 卸売業者は、市場における卸売業務について、自己の計算において卸売をしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第 30 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買参人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、買参人の買付を不当に制限する事とならないときは、この限りでない。

(手数料以外の報酬收受の禁止)

第 31 条 卸売業者は、市場における卸売のため販売の委託の引受について、その委託者から第 45 条で定める委託手数料以外の報酬を受けてはならない。ただし、第 25 条により不落になった場合及び条件付受託の場合の委託手数料以外の精算時に生じた損益は、卸売業者に帰属するものとする。

(売買取引条件の公表)

第 32 条 卸売業者は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引き渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し、出荷者または買参人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払い方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託契約約款)

第 33 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受について、受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第 34 条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量等について異状を認めるときは、その結果を仕切書に付記しなければならない。

(物品取引の下見)

第 35 条 市場における卸売のための売買取引は、買参人に現品の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。

(卸売物品の取引)

第 36 条 買参人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買参人が引取を怠ったと認められたときは、買参人の費用でその物品を保管しまたは催告しないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項後段の規程により、他の者と卸売をした場合において、その卸売価格が第 1 項の買参人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買参人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第 37 条 せり売りまたは入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者はその売買を差し止めまたはせり直しもしくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。
- (2) 不正な値段を生じたとき、または生じるおそれがあると認めたとき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第 38 条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることのように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において販売しまたは販売の目的をもって所持してはならない。
- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止めまたは撤去を指示することができる。

(入荷数量等の公表)

第 39 条 センターは、市場において取り扱う物品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の入荷数量その他事項を当該市場の見易い場所に掲示しなければならない。

- 2 センターは、前項の物品について、毎日の卸売業者の卸売の数量および価格をすみやかに公表しなければならない。
- 3 センターは、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 31 条の規定により、その条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を場内の見やすい場所に掲示するものとする。

第 2 節 決済の方法

(決済の種類、時期等)

第 40 条 売買取引代金の決済の種類は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の出荷者に対しては、出荷者とセンターが取り決めた方法により行うことを原則とするが、出荷者と特約のある場合は、その方法による。
- (2) 買参人の卸売業者に対する決済は、契約書で定めた方法を原則とするが、卸売業者と売買基本契約を締結した場合は、当該契約に定める期日以内に、現金または卸売業者の取引指定金融機関において、口座振替または振込による代金決済を行うことができる。
- (3) 代金支払に関する保証契約事項は別に定める。

(違約金)

第 41 条 第 40 条 (2) 金決済期限を経過した場合は、その超過日数 1 日につき、30 日以内は日歩 3.5 銭、30 日を超えた分は日歩 6 銭の違約金を徴収する。ただし、卸売業者が事情止むを得ないと認めた場合は減免することがある。

(取引の停止)

第 42 条 第 40 条 (2) および第 41 条について不履行の場合は、その該当者に対し、売買取引を停止するものとする。ただし、卸売業者が事情止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

(約束手形の支払場所)

第 43 条 第 40 条に規定する決済の種類が約束手形の場合、支払場所は卸売業者と協議の上これを決定するものとする。

(委託手数料の控除)

第 44 条 受託物品の売買を完了したときは、その売買仕切金より所定の委託手数料、諸掛りを差し引いた額を受託者に送付するものとする。

(委託手数料の率)

第 45 条 卸売業者が、市場における委託者から收受する委託手数料は、卸売金額(消費税を含む。)の 100 分の 3.5 以内において、別に定める定率を乗じて得た金額とする。

(出荷奨励金の交付)

第 46 条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保をはかるため、該当卸売金額に対し、1,000 分の 11 以内において、出荷者に対し出荷奨励金(消費税を含む。)を交付することができる。

2 この出荷奨励金の交付については、別に定める。

(卸売代金の変更の禁止)

第 47 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認めるときでなければこれを変更してはならない。

第 4 章 冷 蔵 保 管

(冷蔵保管)

第 48 条 卸売業者は、物品の冷蔵保管を委託されたときは、受託物について、責任を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力による場合はこの限りではない。

2 卸売業者は、開設者の許可を得て「市場外保管場所」を設置することができる。ただし、県外に設置する場合には、開設者は県に報告するものとする。

(立入禁止等)

第 49 条 物品の冷蔵保管を委託した者(以下「委託者」という)は、卸売業者の許可を得ないで、冷蔵庫へ立入取引、下見または搬出入等を行ってはならない。

(必要な措置)

第 50 条 卸売業者は、必要があると認めるときは、冷蔵保管中の受託物について委託者に搬出
その他必要な措置を求めることができる。

(管理規則)

第 51 条 物品の冷蔵保管料および物品の冷蔵保管、管理規則等については、別にこれを定める。

第 5 章 管 理

(設備の利用指定)

第 52 条 卸売業者及び附属営業人が利用する市場施設（開設者が所有する市場内の建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他利用条件は、開設者が指定する。

2 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場設備の利用を許可することができる。

3 第 1 項の指定又は第 2 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は利用開始の日から起算して 1 ヶ月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の保証金の額は利用料年額の 12 分の 3 とする。

(用途変更、転貸等の禁止)

第 53 条 利用者は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(現状変更の禁止)

第 54 条 利用者は、開設者の承認を受けずに市場設備に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

(返還)

第 55 条 利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消その他の理由により市場施設の利用資格が消滅したときは、相続人、決算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消その他の規制)

第 56 条 開設者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し利用の指定若しくは一部を取消、又は利用の制限若しくは停止その他の必要な措置をさせることができる。

(利用料等)

第 57 条 市場利用料（消費税額を含む。以下同じ。）は、年単位で徴収するものとし、その額は別表の金額とする。

- 2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で開設者の指定するものは、利用者の負担とする。

第 6 章 管 理

(報告等)

第 58 条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、取引参加者に対し、その業務もしくは財産に関し、報告もしくは資料の提出を求めることができる。

- 2 前項に基づき市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めたときは、それぞれ当該人に対しその業務または会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

(完納奨励金の交付)

第 59 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、当該卸売金額の 1,000 分の 1 以内において、買参人に対して完納奨励金（消費税額を含む。）を交付することができる。

- 2 この完納奨励金の交付については、別に定める。

(市場秩序の保持等)

第 60 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱しまたは公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

- 2 開設者は、市場秩序の保持または公共の利益をはかるために必要があると認めたときは、市場入場者に対し、適当な措置または入場の制限をすることができる。

(物品の品質管理の方法)

第 61 条 卸売業者は、物品の品質管理の責任者を定め、その者の氏名を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 卸売業者は、物品の品質管理の方法に係る次の事項をさだめなければならない。

- (1) 荷受け段階の物品の品質管理に関すること。
- (2) 市場内での物品の取扱に関すること。
- (3) 市場内での衛生的な利用に関すること。
- (4) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
- (5) その他物品の品質管理の徹底に関すること。

- 3 買参人及び市場関係者は、前項の規定により定められた物品の品質管理に関する事項に従わなければならない。

(事業報告書の作成・閲覧)

第 62 条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を当該事業年度経過後 90 日以内に作成しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の作成を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1)卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められ得る者から閲覧の申出がなされた場合

(2)安定的な決済を確保する観点から会社の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3)同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

(関係規程の設定)

第 63 条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附 則

昭和 5 5 年 5 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

昭和 5 8 年 4 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

昭和 5 9 年 3 月 2 7 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

昭和 6 1 年 1 2 月 2 3 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

平成 3 年 8 月 3 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

平成 1 4 年 6 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

平成 2 7 年 4 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

令和 2 年 6 月 2 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正

別 表

料 金 表	算 定 方 法 (年 額)
山梨食肉地方卸売市場 使用料	卸売金額の 1,000 分の 7 及び市場設備面積 3,3 平方メートルにつき 30,000 円(消費税を含む)